

令和元年10月1日
公正研究推進室決定
改正 令和4年3月1日

国立大学法人東京海洋大学 不正防止計画

東京海洋大学は、国立大学法人東京海洋大学における研究活動上の不正行為及び公的研究費の不正使用の防止等の体制等に関する規則（平成31年海洋大規第61号。以下「体制規則」という。）第12条第4項第2号、国立大学法人東京海洋大学における公的研究費の不正使用の防止及び対応等に関する規則（平成31年海洋大規第63号）、国立大学法人東京海洋大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応等に関する規則（平成31年海洋大規第62号）、国立大学法人東京海洋大学における公的研究費の使用に関する教職員等行動規範（令和4年3月1日学長裁定）並びに国立大学法人東京海洋大学における研究者の行動規範（令和4年3月1日学長裁定）に基づき、以下のとおり不正防止計画を策定・実施し、研究不正の防止に努める。

1. 研究者等の意識の向上と浸透

（1）コンプライアンス教育・啓発活動の実施

本学は公的研究費の不正使用防止に係る啓発等を実施し、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員を対象としたコンプライアンス教育を実施する。

また、教職員等が適切な研究費の管理・執行を行うため、関係規則等について、ホームページ等により教職員等（非常勤職員を含む。）に周知徹底を図り、遵守させる。なお、競争的研究費等により謝金、旅費等の支給を受ける学生等に対してもルール周知を徹底する。

（2）研究倫理教育・啓発活動の実施

本学は研究活動の不正防止に係る啓発等を実施し、研究者及び研究組織の意識向上を図る。

また、研究者等が適切な研究活動を行うため、関係規則等について、ホームページ等により研究者等（非常勤職員を含む。）に周知徹底を図り、遵守させる。

2. 管理運営体制の整備

（1）相談窓口

研究推進課及び経理課に設置した相談窓口において、学内外からの研究活動等に係る事務処理手続きの問合せに関して指導及び助言を行う。

（2）研究費の管理

① 発注及び納品検収に係る権限と事務の範囲を明確にし、不正取引、不正行為等を防止する。

② 不正取引に関与した業者に対する処分方針を定め、教職員等及び関係業者等に周知徹底し、不正取引の抑止を図る。

（3）通報窓口

公益通報等受付担当者を研究不正に関する通報・相談窓口の受付担当者と定め、研究不正に係る学内外からの通報・相談に対応させることにより、研究不正の早期発見及び早期対応を図る。

（4）モニタリング

公正研究推進室、監査室、財務部等が相互に連携を図り、実効性のあるモニタリングを行う。

3. 研究不正の発生要因の把握

- (1) 他の研究機関等で発生した研究不正に関する情報の収集を行い、不正発生要因の分析を行う。
- (2) 内部監査結果の分析、アンケート調査等により、研究不正の発生要因になりうる事象の洗い出しを行う。

4. 当面の研究不正の防止対策

- (1) 検収確認業務
物品等発注・納品検収体制を周知徹底し、厳格な検収確認を実施する。
- (2) 確認書の徴取
一定の取引実績のある業者について、確認書を徴取する。
- (3) アルバイト等の勤務管理
 - ① 作業従事者（学生等）本人が、業務完了後、実施済報告書（出勤表）を担当部署に持参し、事務担当者が業務内容について、作業従事者から直接確認する。
 - ② 業務実施に伴い成果物が発生する場合は、出勤表に成果物の一部を添付する。
 - ③ 必要に応じて勤務状況の事実確認を行う。
- (4) 出張の管理
 - ① 出張者は出張終了後、所属長に所定の様式により出張報告書を提出し、所属長及び事務担当者が確認する。
 - ② 必要に応じて出張の事実確認を行う。
- (5) 内部監査
 - ① 給与、謝金、物品購入費、旅費に関して重点実施し、不正抑止効果を図る。
 - ② 研究不正の発生要因の把握及び対応等について、公正研究推進室、財務部等と緊密な連携を図る。
- (6) 啓発
自らのどのような行為が不正にあたるのか、又研究不正対策に関する方針及びルール等を遵守する義務があることを理解させ、意識の浸透を図るために、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、誓約書の提出を義務付ける。

5. 情報発信

本学の研究不正防止に関する取り組みについて、本学ウェブサイト等を通じて学内外に情報を発信する。

附 則

国立大学法人東京海洋大学不正防止計画（平成元年10月1日公正研究推進室決定）は廃止する。